

郡山市指名競争入札参加有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領

平成31年4月1日制定

[財務部契約課]

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品の調達に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱（平成20年12月1日制定）又は郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱（平成8年3月18日制定）（以下「指名要綱」と総称する。）に基づいて入札参加資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）の組織再編等に伴う入札参加資格の承継に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組織再編等 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく合併、会社分割及び事業譲渡、並びに個人事業主の法人化及び個人事業主間の事業承継をいう。
- (2) 資格要件 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項に関し定めた競争入札参加に必要な要件
- (3) 承継人 有資格業者から入札参加資格の承継を受けようとする者をいう。
- (4) 被承継人 承継人に対し入札参加資格を承継させる有資格業者をいう。

(対象)

第3条 入札参加資格を承継できる組織再編等は次に掲げる場合とする。

- (1) 合併により有資格業者が消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格を承継する場合
- (2) 会社分割により有資格業者が営業の全部又は一部を分割し、当該営業を吸収した他の会社又は分割により新たに設立された会社に当該営業に係る入札参加資格を承継する場合
- (3) 事業譲渡により有資格業者が営業の全部又は一部を譲渡し、当該営業を譲り受けた者が、当該営業に係る入札参加資格を承継する場合
- (4) 個人事業主である有資格業者が廃業し、新たに法人を設立した場合で、次の全ての条件を満たす場合
 - ア 個人事業主であった者が法人の代表者であること
 - イ 個人事業主であった者が50%以上出資していること
 - ウ 個人事業主の営業を引き継ぎ、営業年度が継続していること
 - エ 建設工事については、建設業許可番号を引き継ぐこと
- (5) 廃業した個人事業主である有資格業者から経営権及び財産権を承継した場合で、次の全ての条件を満たす場合
 - ア 事業を承継した者が、配偶者又は2親等以内の者であること
 - イ 営業年度が継続していること
 - ウ 建設工事については、建設業許可番号を引き継ぐこと

(承継の申出)

第4条 組織再編等により入札参加資格を承継しようとする承継人及び被承継人は、入札参加資格承

継申出書（第1号様式）及び別表1に掲げる書類を提出しなければならない。

2 財務部長は、前項に掲げる書類のほか、必要があると認めるときは、組織再編等に関する説明又は資料等の提出を求めることができる。

（承継の範囲）

第5条 承継人が承継できる入札参加資格の範囲は、当該申請において有資格業者であった被承継人が有していた資格の範囲とする。

（承継の承認）

第6条 入札参加資格の承継は、原則として次の各号全てに該当する場合に限り財務部長が承認するものとする。

(1) 承継しようとする入札参加資格の登録業種に係る営業の一切が被承継人から承継人へ移転したと認められること

(2) 入札参加資格の承継の申出をする時点において、承継人が平成7年1月6日付け市告示第131号第1（7項及び9項を除く）に規定する資格要件を満たしていること

2 第4条の申出があり、その内容が適正であると判断された場合は、財務部長は承継人に対し承継を承認した旨を入札参加資格承継承認通知書（第2号様式）により通知するとともに、各発注機関に対し入札参加資格承継承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（建設工事の請負契約に係る資格の格付け）

第7条 承継しようとする建設工事の請負契約に係る資格の格付けについて、原則として被承継人の等級格付けをそのまま承継するものとする。ただし、財務部長は、被承継人の等級格付けをそのまま認めることが不相当であると認めるときは、当該等級格付けを変更することができる。

（入札参加資格の有効期限）

第8条 承継人の入札参加資格の有効期限は、承継承認日から被承継人の有効期限満了日までとする。

（有資格業者名簿の変更）

第9条 承継承認後は、有資格業者名簿に所要の変更を行う。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。